

個人情報に記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された診療情報提供依頼書（以下「書類」という。）を誤送信するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容等

2 事案の経過

○令和6年11月25日（月）

- ・医師事務作業補助者（非常勤職員）が、速やかに患者Bの書類をプリンタートレイから取り出さなかった。
- ・クラーク（委託業者社員）が患者Aの書類を印刷し、プリンタートレイから取り出したが、患者Bの書類が混入していることに気づかず、誤って患者Aの書類とともに医療機関にFAXで送信した。
- ・医療機関から医師事務作業補助者あてに、患者Bの書類が混入していたと電話連絡があり、誤送信が発覚した。書類は、当該医療機関においてシュレッダーにて破棄した。
- ・クラークの上長が、患者Bに電話で経緯を説明し謝罪した。

3 誤送信の原因

- ・医師事務作業補助者が、速やかに患者Bの書類をプリンタートレイから取り出さなかったため。
- ・クラークが患者Aの書類をFAX送信する際、他の患者の書類が混入していないかの複数人による確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・他患者の書類の混入防止のため、プリンタートレイから速やかに書類を取り出すよう注意喚起した。
- ・委託業者に対し、書類をFAX送信する際、複数人による確認を徹底するよう指導した。